

島根県私立保育連盟  
令和4年度 研修会（5月31日 オンライン開催）  
講 師：公益社団法人 全国私立保育連盟 副会長 塚本 秀一 先生  
テーマ：これからの保育情勢と全私保連の取組

《研修内容についての感想》

・5月31日開催の研修（これからの保育情勢と全私保連の取組）を受講して特に人口減少時代における法人運営についてどのような視点で考えれば良いのか、教えていただき大変参考になりました。

・保護者だけではなく、地域から必要とされる保育所になるために多機能化が求められることなど、時代の変化やニーズに合わせてあらためて職員一人ひとりのスキルアップが必要であると感じました。

・コロナ禍で子どもを取り巻く環境が厳しい状況であり、今後ますます家庭に対する支援が求められることが予想され、職員の処遇改善についても引き続き十分な予算の確保を、国にお願いしたいと思います。

・地域限定保育士について、都会地では保育士確保の為の制度が新たに導入されたことに驚きました。令和7年以降は、利用率が下がることを前に、2年半で弾力化での受け入れ調整が必要だと痛感しました。

《質疑》

1. 利用定員の変更について

今年度当初から利用定員を90から80名に変更しました。昨年度中から変更を考え、浜田市担当課とも協議をしていましたが、新規申込み募集が完了し、入所予定数がわかったときに判断することになりました。

結局、市からも確認の問い合わせがありましたが、今年1月になって変更届を提出し、受理されました。浜田市では、従来より定員変更後の年度以降は弾力運用をさせない取り決めがあるようでした。ですので、定員の最大20%増しの入所受入は、年度中途には出来なくなることになります。

このことについては、理解もできるとは思いますが、年度中途の利用定員の変更とのことは違うことでしょうか。島根県内でも市町村によって取扱いに差異があるようです。

⇒浜田市のように対応してくれている自治体はまだまだ少数のようです。自治体独自の取り決めにより、園からの利用定員の減員を認めない事例が多く報告されています。定員の弾力化の運用につきましても、自治体によって様々です。特に、利用定員減員後の弾力化については、国からの要件等は示されていませんが、私たち保育現場にとって厳しい運用がされている自治体がほとんどです。運営面での厳しさを自治体の担当者に分かってもらうための更大的な努力が必要なのかもしれません。

## 2. 職員待遇賃金改善について

令和4年2月から始まった賃金改善は、利用定員の変更や職員数にもより、3月までと4月以降の1人当たりの金額が変わりました。これはわかると思います。

浜田市では、特例交付金については、年度をわけて取り扱っています。ただし、算出についての子どもの人数は、今年度の実数とは違い昨年度と同様の人数です。

私と市の算出方法とが違っていましたので、4月からの金額に差額がでてしまいました。これは最終月の9月に差額分として支給することになります。ただ、気がかりなのは、10月以降どのようになるのかということです。公定価格では加算分としてどのように積算され、今支給している金額を続けられるのか変わるのか、どうなるのかが早くわかりたいと思います。いつ頃公定価格がわかるのかということですが。

⇒10月以降の取り扱いにつきましては、7/7の子ども・子育て会議で案が示される予定です。

先日申し上げた通り、公定価格の加算に位置付けられる予定です。今年度(R4.10～R5.3)は原稿の改善額を維持する方向で検討が進められています。また人勧分の補助金につきましては、8月ごろに示されるR4の勧告を受けての対応となります。

## 3. 人口減少地域等における保育所のあり方で、多機能化が今後の課題ですが、定員数によって限られた職員で、どのように取り組むのか具体的な例を教えていただきたいです。

⇒多機能化といつても無理な人的・物的環境で取り組む必要はありません。島根県には保育カウンセラーの資格を取得されている先生方がたくさんいらっしゃいますので、「かかりつけ相談」などの子育て相談などから始めていただくのも一つの方策かと思います。

## 4. 利用定員区分の適切な設定で細分化10人 → 5人～2人について詳細を教えてください。

⇒現在保育3団体では、30名以下の定員区分について更なる細分化を求めていました。地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会でも中長期的な検討課題に挙げてもらっています。

5. 地域における保育所・保育士等の在り方について、良質な保育を提供し続けることが大きな課題とあり、国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要としている。今後、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化していくようになるが、定員20名といった施設で、さらに定員割れを恒常的にしているような施設であっても可能なのでしょうか。

社会福祉法人の認可施設として、取り組むべき責務として受け止めるが、現実に今後の人口減少地域での保育所について、これらの運営が出来るかとても不安です。

⇒国には地域に一人でも保育を必要とする子どもがいる限り保育の機能は求められると施策を要望しています。ご指摘の通り、人口減少が進む地域の保育所で出来るかという不安はありますが、むしろ出来る方策を国に求めていかねばなりません。今後とも島根県の実情についても是非お知らせください。